

「ほう素等 3 物質に係る暫定排水基準の見直し案」に対する意見について

平成 16 年 9 月 16 日 大阪府環境審議会水質規制部会

1 意見募集結果

(1) 意見募集期間

平成 16 年 8 月 4 日 (水) から平成 16 年 9 月 3 日 (金) まで

(2) 提出状況

郵便によるもの	1 通	電子メールによるもの	0 通
ファクシミリによるもの	2 通	その他	1 通
		合計	4 通
		意見のべ	6 件

2 意見の概要及び意見に対する考え方

意見の概要	意見に対する考え方
ほう素等が有害物質に付け加えられたとのことですが、大阪では環境基準等どのような問題が起こっているのでしょうか。そのような問題を、この見直し案ではどのように考慮されたのですか。	<p>ほう素等 3 物質について平成 12 年度から 15 年度の河川水質測定結果をみると、ふっ素について平成 14 年度 2 地点、平成 15 年度 1 地点で事業場排水が原因となり環境基準を超過しています。</p> <p>この内 1 地点は上水道水源地域内にあり、超過の原因と考えられる事業所排水に対しては暫定排水基準を適用していますが、関係部局による施設改善の指導結果を踏まえ、暫定排水基準を廃止して上乘せ基準を適用し、環境基準の達成維持を図ることとしました。</p> <p>ほう素及びアンモニア等については、上水道水源を保護する観点から少なくとも現状を悪化させないとの考え方により上乘せ基準等を適用しています。</p>
上水道水源地域では、新設事業場に対する暫定排水基準を廃止するという案ですが、いたずらに基準を厳しくすることで、事業場の立地が難しくなり、地域の活性化に支障を来さないか心配があります。	<p>現在、上水道水源地域では一部の業種に限定して、上乘せ基準よりも緩やかな暫定排水基準を適用しています。これら業種の事業場の排水には、ほう素等 3 物質を比較的高濃度に含むものもあります。しかしながら、上水道水源地域ではできる限り早期に暫定排水基準を廃止して水源を保護する必要があるため、3 年間の経過措置を講じたことも踏まえ、今後新たに設置されるこれら業種の事業場に対しては、上乘せ基準等を適用することとしました。</p> <p>このような上乘せ規制の趣旨と、山間部を中心にした限定された地域における規制であることをご理解の上、ご協力をお願いします。なお、既設の事業場については、排水実態等を踏まえて暫定排水基準を適用することとしています。</p>

<p>厳しい基準に零細な事業者が対応できるのかどうか、その点を十分検討する必要があると思いますが、検討しているのですか。規模の大きなところと小さいところを同じように規制するのはおかしいと思う。</p>	<p>有害物質は人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質であるため、水質汚濁防止法では、排水基準は排水量に係わらず、規制対象施設を設置する全ての事業場に適用されます。そのため、ほう素等3物質の暫定排水基準を適用している事業場の中には零細な事業場も多く含まれています。</p> <p>アンモニア等に係る食料品製造業や金属製品製造業等に対する暫定排水基準見直し作業においても、これら零細事業場における排水濃度や排水処理施設の整備状況を勘案した上で、必要な暫定排水基準を適用することとしました。</p>
<p>改正案は、ほう素の海域の基準を10mg/Lとしているが、例えば電気めっき業では河川に排水する場合は50mg/Lが暫定排水基準であり、河川よりも海域の方がより厳しい基準となる。海域に排水する場合にはより希釈されると考えられるので、暫定排水基準を適用すべきではないか。</p>	<p>海域については、上水道水源地域の考え方に準じて見直し案を作成しましたが、海域において陸水域と同じ基準を適用するという考え方を考慮して、見直し案を修正します。</p>
<p>上乘せ基準の遵守のためには、建基法の告示第11号(1)、(2)と同等の処理方式、能力の浄化槽を設置する必要がある。改正条例の施行に当たっては周知期間を設け関係者に十分周知すると共に、浄化槽設置申請の際には規制内容などを十分説明し、設置者、施工業者等が混乱することのないようにされたい。</p>	<p>ほう素等3物質を有害物質に追加し、上乘せ基準等を設定した改正条例施行(平成14年4月1日)に当たっては、施行の際に現に特定施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む)に対しては6ヶ月間(一部1年間)の適用猶予期間を設けており、今回の改正に当たっても同様の措置が講じられる予定です。</p> <p>また、施設設置の申請や届出の際には、関係する行政窓口で適切な指導が行われるよう努めてまいります。</p>
<p>当該浄化槽(建基法の告示第11号(1)、(2)と同等の処理方式、能力の浄化槽)が設置された際、所期の性能が発揮されるには維持管理が重要である。</p> <p>当協会は指定検査機関としても、府域の浄化槽の保守点検及び清掃が適正に実施され、浄化槽の機能が正常に維持されているか否かを確認するために行う法定検査の受検率の向上等の課題に取り組んでいる。</p> <p>上乘せ基準が適用される浄化槽について、きめ細かな維持管理が行われるよう管理者に対する指導を徹底されたい。</p>	<p>新設のし尿浄化槽に上乘せ基準を適用することについては、建築基準法施行令に基づく告示第11号の構造を有する既設し尿浄化槽の排水実態を検討し、当該浄化槽を設置することにより、適切な維持管理のもとで、上乘せ基準を遵守できるものと考えました。</p> <p>し尿浄化槽の維持管理については、浄化槽法及び大阪府浄化槽維持管理指導要領に基づいて行われていますが、窒素、りん除去の機能を有する浄化槽については、特に維持管理が重要であると認識しています。そのため、府の関係部局が連携して適切な維持管理の指導が徹底されるよう努めてまいります。</p>

